# 告示

○国土交通省告示第九百十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

| 名称 | 設置者の氏名及び住所 | 位置及び所在地 | 搬送周波数（メガヘルツ） | 空中線電力（ワット） | コースの方向 | 識別符号 | 運用時間 | 供用開始期日 | 利用上の特記事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | | | | | |
| 新潟VOR | 上欄に同じ | N37°57′E139°07′<br>新潟県新潟市 | 115.5 | 200 | なし | ＧＴＣ | 24時間 | 昭和40年８月１日（平成20年12月18日から供用再開） | 新潟タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用 |
| 能登VOR | 上欄に同じ | N37°17′E136°58′<br>石川県鳳珠郡穴水町 | 111.45 | 100 | なし | ＮＴＥ | 24時間 | 平成15年７月７日 | 能登ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 |
| （略） | | | | | | | | | |
| 伊丹VOR | 上欄に同じ | N34°48′E135°24′<br>兵庫県川西市 | 114.75 | 100 | なし | ＩＴＥ | 24時間 | 平成26年７月24日 | 伊丹ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 |

改正前

1　VOR

| 名称 | 設置者の氏名及び住所 | 位置及び所在地 | 搬送周波数（メガヘルツ） | 空中線電力（ワット） | コースの方向 | 識別符号 | 運用時間 | 供用開始期日 | 利用上の特記事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | | | | | |
| 新潟VOR | 上欄に同じ | N37°57′E139°07′<br>新潟県新潟市 | 115.5 | 200 | なし | ＧＴＣ | 24時間 | 昭和40年８月１日（平成20年12月18日から供用再開） | 新潟タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用 |
| 輪島VOR | 上欄に同じ | N37°18′E136°57′<br>石川県鳳珠郡穴水町 | 113.85 | 100 | なし | ＷＪＥ | 24時間 | 平成29年８月17日 | 輪島ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 |
| 能登VOR | 上欄に同じ | N37°17′E136°58′<br>石川県鳳珠郡穴水町 | 111.45 | 100 | なし | ＮＴＥ | 24時間 | 平成15年７月７日（平成29年８月17日から平成29年11月８日まで供用休止） | 能登ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 |
| （略） | | | | | | | | | |
| 伊丹VOR | 上欄に同じ | N34°48′E135°24′<br>兵庫県川西市 | 114.75 | 100 | なし | ＩＴＥ | 24時間 | 平成26年７月24日 | 伊丹ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 |